

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(PH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/1以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質	規格 K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。) に定める方法(た	

	自動監視 測定装置 によりこ れと同程 度の計測 結果の得 られる方 法			又は隔膜 電極若し くは光学 式センサ を用いる 水質自動 監視測定 装置によ りこれと 同程度の 計測結果 の得られ る方法	だし、試 料採取後 直ちに試 験ができ ないとき は、0～ 5℃（凍 結させな い）の暗 所に保存 し、9時 間以内に 試験する ことが 望まし く、12時 間以内に 試験す る。）	
--	---	--	--	---	---	--

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 酸	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、17.4又は 17.5 (17.5.3.2	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4 のb)を除く。)に	

	を除く。)に定める方法	定める方法	
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全^{りん}の項目の基準値は適用しない。			

(注)

- 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 水産1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種： コイ、フナ等の水産生物用
- 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	

	産卵場(繁殖場)又は は幼稚仔の生育場 として特に保全が 必要な水域				
生物B	コイ、フナ等比較 的高温域を好む水 生生物及びこれら の餌生物が生息す る水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以 下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物B の水域のうち、生 物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚 仔の生育場として 特に保全が必要な 水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以 下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格K0102-4 6.2.5に定める 方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生 生物が生息できる場を保全・再生する水 域又は再生産段階において貧酸素耐性の 低い水生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生 生物を除き、水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階にお いて貧酸素耐性の低い水生生物を除き、	3.0mg/L以上	

	水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			